

調べて納得 !!

～条文を確認しながら理解する～

# 確定拠出年金講座

2025年4月更新

この講座は、確定拠出年金制度の内容が法令等でどのように定められているのかを、条文を確認しながら説明する講座です。そのまま読み進めても理解しやすい構成になっていますが、主な条文を記載していますので、対応箇所を確認しながら学習すると、より理解が深まります。今回のテーマは「運営管理機関の業務管理態勢」です。

## 第40講 「運営管理機関の業務管理態勢」

(確定拠出年金運営管理機関に関する命令第9条の2 ほか)

運営管理機関の業務管理態勢とは、加入者のために忠実に業務を行う上で運営管理機関に求められる管理体制の整備や取り組み姿勢のことです。業務管理態勢に関する規定としては、確定拠出年金運営管理機関に関する命令（以下「主務省令」）第9条の2（社内規則等）があり、このほかに法令解釈や確定拠出年金Q&Aに詳細な記載があります。

なお、主務省令では「体制」という用語が用いられているのに対し、法令解釈では「態勢」という用語が用いられ、より具体的な取り組み姿勢を重視する内容が記載されています（そのため、この講座では、主務省令の条文内容を説明する場合を除き、「態勢」を用いることとします）。まず、主務省令第9条の2等をみてみましょう。

確定拠出年金運営管理機関に関する命令第9条の2（社内規則等）

第1項 確定拠出年金運営管理機関は、その行う確定拠出年金運営管理業の業務の種類及び方法に応じ、加入者等の保護を図り、及び確定拠出年金運営管理業の適正かつ確実な遂行を確保するための措置に関する社内規則等を定めるとともに、従業者に対する研修、委託先に対する指導その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

法令解釈第9.3

確定拠出年金運営管理機関の業務管理態勢 確定拠出年金運営管理機関は、もっぱら加入者等の利益のみを考慮し、加入者等の利益が最大となるよう、法令及び社内規則等を遵守し、健全かつ適切な業務運営を行うことが求められることから、法令及び社内規則等の適正な遵守を確保するための態勢を整備しなければならない。（以下略）

主務省令第9条の2により、運営管理機関は、運営管理業務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置に関する社内規則等を定め、従業者を対象とした研修や委託先への指導を行うなど、社内規則に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければなりません。これは、加入者等の保護を図り、運用関連業務（運用の方法の選定、提示、情報提供）が適切に行われるようすることを目的とするものです。従って、必ずしも、コンプライアンス専担の部署を設けることまでを求めるものではありませんが、運営管理機関の規模等に応じて、実効性のある態勢を整備することが重要です（確定拠出年金Q&A No.256）。

また、態勢整備を行う際は、法令解釈第9.3により以下の点に留意することとされています。

(1) 社内規則等の策定及び周知

社内規則等を定め、運用関連業務を行う役職員に周知を行わなければなりません。周知の対象には、運用の方法の選定に係る事務を行う職員だけでなく、運用の方法の提示又は情報を提供する営業職員も含まれます。

## (2) 遵守状況を検証する態勢の整備

法令や社内規則等を遵守して業務が行われているか、検証できるようにしなければなりません。

具体的には、法令等に反する行為が行われていないかを事後的に確認できるように証跡を残して確認することや、過去に選定した運用の方法が現時点でも適切であるか等を確認すること等が求められます。検証の頻度は、運営管理機関の業務内容や職員の知識の程度等、リスクに応じて決定します。例えば、営業職員が情報提供を行う場合には、頻度を増やすことが考えられます。また、規模の小さい運営管理機関であっても、少なくとも年に1度は検証を行うことが求められます（確定拠出年金Q & A No. 256-1）。

## (3) 研修等の実施

運用関連業務を行う役職員が、業務及びその前提となる確定拠出年金に関する十分な知識を有するように、研修等を行う必要があります。

研修等は、少なくとも運営管理業務に係る業務を行う自社の役職員に対して行う必要があります。運営管理業務を再委託している場合における再委託先の従業者に対する研修等は、必ずしも義務付けられているものではありませんが、再委託先の法令等の遵守状況を確認し、必要に応じて指導や監督等をすることが求められています（確定拠出年金Q & A No. 256-2）。また、研修内容としては、業務の前提となる確定拠出年金に関する知識としては、確定拠出年金の投資教育の内容として定められている事項などが挙げられます。従って、公的年金制度を含む年金制度の概要、確定拠出年金制度の具体的な内容、資産の運用の基礎知識などが含まれます（確定拠出年金Q & A No. 256-3）。また、営業店で企業型年金のプランに係る情報提供を行う者に対しては、個々のプラン固有の規約や商品の知識に関する研修も必用です（確定拠出年金Q & A No. 256-4）。なお、業務の内容に関する知識を得るために研修については、従事する業務に必要な範囲に応じたもので良いとされています（確定拠出年金法Q & A No. 256-5）

## (4) 苦情等への対処

加入者等から申出があった苦情等に対して、迅速・公平かつ適切に対処する態勢を整備する必要があります。

## (5) 運営管理業務を再委託する場合における適切な選定等

運営管理業務の一部を他の運営管理機関に再委託する場合は、選定基準を適切に定め、基準に則って選定する態勢を整備する必要があります。その際、再委託した運営管理機関から、年に1回以上、業務の実施状況等について定期的に報告を受け、加入者等の立場から見て必要があると認められる場合には、業務内容の是正や改善を申し入れ、その旨を事業主（個人型年金の場合は国民年金基金連合会）に報告しなければなりません。なお、運営管理業務に付随する事務の一部を委託する場合にも、同様に、選定基準に則って選定し、業務の実施状況等を継続的に確認する態勢を整備する必要があります。

行為準則（確定拠出年金法第99条）や禁止事項（確定拠出年金法第100条）では、加入者等の利益に直接関係がある事項が定められているのに対し、業務管理態勢は、加入者等の利益等のためにどのような態勢で業務を行うべきなのか、といった観点から設けられた規定といえます。従って、態勢整備そのものを最終的な目的とするものではなく、あくまでも業務が適切に行われることを最終的な目的とする規定であるという点には留意が必要です。規定の理解に際し、運営管理機関の行為準則（第24講、第25講）も確認しておくとよいでしょう。

次回は、「事業主への資産の返還」です。

※記載内容は2025年4月1日現在の法令に基づくものです。

※条文の主要箇所には下線が引いてありますので、読み進める際の参考にしてください。